

Information

耐震診断・耐震改修を補助

【耐震診断の補助】

近い将来、発生が予想される東南海・南海地震等の大規模地震に備え、木造住宅の耐震診断を受ける人に対し、その費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(在来軸組み工法の戸建ての住宅)
- ②階数が2階以下で、延床面積が500㎡以下のもの。
- ③併用住宅の場合は、延床面積の半分以上が住宅の用途に供されているもの。ただし、専用住宅のうち、共同住宅および長屋住宅は対象外。

補助対象者 対象となる住宅の所有者

補助金の額 補助対象経費の3分の2以内
限度額2万円

受付戸数 10戸(受付先着順)

【耐震改修の補助】

耐震診断を実施し、診断結果の数値が1.0未満と診断された住宅の、耐震改修工事に要する経費について、その費用の一部を補助します。**今年度より補助金の限度額が60万円から90万円に増額されています。**

対象となる住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- ②耐震診断を実施した住宅であって、耐震診断結果の数値が1.0未満のもの。
- ③現に居住しているもの。
- ④地下を除く階数が2以下のもの。

補助対象者 対象となる住宅の所有者

補助金の額 補助対象経費の額以内
限度額90万円

受付戸数 2戸(受付先着順)

申し込み等

申請書は役場建設課にてお渡しします。
また、申請に必要な添付書類や制度の詳細についても、建設課にて説明します。お気軽にお問い合わせください。

受付期間

12月26日(金)まで
※土日、祝祭日を除く

問 役場 建設課 都市計画・管理係 内線5122

Information

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要とな

ります。このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

問 役場 町民課 保険年金係 内線2114